

資料 2

令和 4 年度全国高等学校総合体育大会実施時における 新型コロナウイルス感染症の対応方針

令和 4 年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症の具体的な対応方針として全競技種目に共通する内容を以下のように定める。

なお、各競技専門部においては、競技特性や会場特性に応じ、各開催地実行委員会と協議した上で、参加判断基準等の対応方針を変更する場合は、各競技専門部が決定した方針を優先する。

1 大会実施可否検討の基準について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の(1)から(3)の状況となった場合には、必要に応じ「全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第 3 版】」で定める新型コロナウイルス感染症拡大防止対策会議を開催の上、大会実施の可否等について検討し、全国高等学校体育連盟(以下「全国高体連」という。)の責任で決定する。

- (1) 開催県又は全国広範囲にわたって、「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象地域(各県独自の緊急事態宣言等の発令も含む。)(以下「緊急事態措置区域等」という。)となった場合は、大会全体の実施可否を検討。
 - (2) 開催県の一部が緊急事態措置区域等となった場合は、区域内の大会実施可否を検討。
 - (3) 上記(1)、(2)以外の状況において、以下のアからオの場合には、競技種目別大会ごとの実施可否を検討。
 - ア 開催地における医療機関のひっ迫状況により、安全・安心な大会運営が困難な状況となった場合。
 - イ 出場校や選手の辞退者、欠場者、予選未実施等により出場選手予定数の 25%又は各競技専門部が示す割合を超える欠員が生じた場合や予選会の開催その他代替手段による選手選考が困難な状況になった場合。
 - ウ 役員、補助員等の欠員により大会運営に支障を来す状況となった場合(各競技専門部において大会運営が可能な組織体制を事前に検討しておくこと)。
 - エ 競技会場や練習会場が利用できなくなり、大会運営に支障を来す状況となった場合。
 - オ 同一県内の複数の競技種目別大会の中止が決定された場合。
- (4) その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合。

2 大会参加にあたっての留意事項について

大会参加者は、安全・安心な大会運営のため、大会期間中のみならず、日頃から体調管理に十分留意すること。

なお、大会参加者とは①及び②の者をいう。

① 出場チーム

選手、監督、コーチ及び引率者をはじめ、その他いかなる名称や関係であるかを問わず、活動や移動行程等を同一とする全ての者。

② 大会関係者

役員、補助員、報道機関、招待者、視察者、競技団体関係者、スポンサー、開催自治体関係者、出店者、観客等、会場に来場する全ての者。

(1) 大会参加前の対応

ア 大会参加日（来県日）の2週間前から健康チェックシートで健康状態等を毎日記録すること。

イ 大会参加前2週間の期間において、感染者又は濃厚接触者となった場合は、競技専門部に速やかに報告し、指示に従うこと。

ウ 出場チームにおいては、1名以上の新型コロナウイルス感染症対応担当者（監督・引率教員の兼務も可）を置き、参加申込の際に開催地実行委員会に報告する。新型コロナウイルス感染症対応担当者は、全国高体連や開催地実行委員会、競技専門部、保健所、保護者等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと。

エ 感染者、濃厚接触者、体調不良者となった場合、医療機関や療養施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送については参加校の責任で行うこととし、事前に交通手段を決めておくこと。また、医療機関や療養施設、宿泊療養施設において、療養又は待機することになった場合も想定し、その際の滞在方法を事前に決めておくこと。

オ 新型コロナウイルス感染症対応担当者は、参加する前に保護者やチーム関係者に対し、感染者等が発生した場合には、開催県における付添いや開催県までの迎え、医療機関等において療養等が必要となる場合があることを周知徹底しておくこと。

カ 感染拡大防止のため、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCO A）」及び各地域で取り組まれている通知サービスを活用することが望ましい。

(2) 大会参加期間中の対応

ア 出発前に自宅や宿舎等において健康チェックシートの調査項目を確認し、体調不良者は会場へ来場しないこと。

イ 会場受付において、体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可しないため、大会参加校の責任において速やかに医療機関を受診し、療養又は帰宅等を行うこと。

ウ 感染者、濃厚接触者、体調不良者となった場合は、その事実について開催地実行委員会及び当該競技専門部に報告し、指示に従うこと。

(3) 大会参加終了後の対応

ア 大会参加終了日から2週間の期間において、感染者となった場合は当該競技専門部に対して速やかに報告すること。

イ 健康チェックシートの原本について、個人情報の取扱いに注意しながら、保存期間（1か月以上）を定めて保存しておくこと。

(4) 大会に係る報告

大会に係る報告は、安全・安心な大会運営に向けた重要な資料となる。したがって報告漏れ、虚偽の報告等はない。このことについて出場校の校長は、引率教員、監督に対し責任をもって周知すること。なお、報告に重大な誤り等があった場合、全国高体連の責任において対応する。

3 大会参加者の参加判断基準について

大会参加については、感染拡大を防止し、大会開催可否の判断も含め大会運営において迅速な対応が求められることから、大会参加の参加基準を次のとおりとする。

(1) 本人の場合

状況及びその定義	参加基準
感染者 【医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。感染者の発生日とは症状が始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。】	参加を辞退する。 ただし、医療機関等の判断のもと療養等が解除された場合は、参加校学校長の責任において参加可能とする。その際、様式5を競技専門部に提出する。

<p>濃厚接触者</p> <p>【所管保健所等により濃厚接触者と判断された者。濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする（複数日の場合には大会に最も近い日）。】</p>	<p>参加を辞退する。</p> <p>ただし、参加校学校長の責任において①または、②の条件で参加可能とする。その際、様式5を競技専門部に提出する。</p> <p>①「特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日、当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日又は当該感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間とし、発病しなかった場合、8日目からの参加可能。</p> <p>② 4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、5日目からの参加可能。</p> <p>(①②については、「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部」による。)</p>
<p>体調不良者</p> <p>【発熱（37.5度以上）や風邪症状（咳、のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など全国全国高体連の基本方針が示す健康チェックシート（様式1）（以下「健康チェックシート」という。）のチェック項目のアからオに該当する者。】</p>	<p>参加を辞退する。</p> <p>ただし、医療機関等を受診し、非感染者と診断・判定された場合は、体調改善を踏まえたうえで、参加校学校長の責任において参加可能とする。</p>

(2) 出場チームの場合

状況	参加基準
<p>出場チーム内で感染者が発生した場合</p>	<p>感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）のあった最後の日から、濃厚接触者の待機期間とされる日数の間、出場チームは参加を辞退する。なお、感染者、濃厚接触者及び体調不良者は上記「(1) 本人の場合」と同様の扱いとなる。</p>
<p>出場チーム内で濃厚接触者又は体調不良者が発生した場合</p>	<p>濃厚接触者又は体調不良者は、上記「(1) 本人の場合」と同様の扱いとなる。</p>

4 大会中止や参加辞退等に伴う経費負担について

大会中止又は参加辞退となることに伴い、出場チームや保護者、その他大会関係者が支払うPCR等検査料、治療費、宿舎キャンセル料、交通費などの経費については、開催地実行委員会は、一切負担しない。

5 感染者が出た場合及び大会を中止する場合の報道対応について

- (1) 大会参加者の中から感染者が出た場合には、全国高体連、競技専門部、開催地実行委員会、当該所属校校長及び感染者滞在先自治体の保健部局等と調整を図り、全国高体連の責任で報道発表を行う。
- (2) 大会中止に関する発表についても、全国高体連の責任で報道発表を行う。

6 決定・周知方法について

本対応方針は全国高体連において決定し、開催地実行委員会及び各都道府県高体連並びに各競技専門部に通知する。また、基本方針及び本対応方針は大会ホームページ等に掲載し、事前周知を図る。

7 その他について

本対応方針は、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況により、随時改定を行う。また、その場合「6 決定・周知方法」によらず、全国高体連と開催県実行委員会がその改定を決定し、各競技専門部及び各開催市町実行委員会に通知する。

全国高等学校総合体育大会実施時における 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応方針 変更点一覧

II 令和4年度冬季総体前変更(令和4年11月14日)

ページ	現行	変更点
3	<p>(3) 大会参加終了後の対応 大会参加終了日から2週間の期間において、感染者となったア場合は当該競技専門部に対して速やかに報告すること。</p>	<p>(3) 大会参加終了後の対応 大会参加終了日から7日間の期間において、感染者となったア場合は当該競技専門部に対して速やかに報告すること。</p>
4	<p>① 「特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日、当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日又は当該感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間とし、発病しなかった場合、8日目からの参加可能。</p> <p>② 4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、5日目からの参加可能。(①②については、「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部」による。)</p>	<p>① 「特定された濃厚接触者の待機期間は当該感染者の発症日、当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日又は当該感染者の発症等により感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間とし、発病しなかった場合、6日目からの参加可能。</p> <p>② 「2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目からの参加可能。(①②については、「7月27日付スポーツ庁政策課より発出された事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等及びワクチン接種促進や検査活用の呼びかけについて(周知)」による。</p>